

堺環管第 1319 号
令和 6 年 10 月 25 日

堺市廃棄物減量等推進審議会
会 長 様

堺市長 永 藤 英 機



諮 問 書

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成 5 年 3 月 31 日
条例第 5 号）第 15 条第 2 項に基づき、下記の事項について貴審議会の意
見を求めます。

記

（諮問事項）

- ①「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定について
- ②「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本事項について
 - 1 一般廃棄物処理体制について
 - 2 処理能力算定方法について
 - 3 地域との共生（環境学習設備の基本方針）について

（諮問理由）

- ①「堺市一般廃棄物処理基本計画」の改定について

本市では、循環型社会の形成に向けて、令和 3 年 3 月に改定した「堺市一般廃棄物処理基本計画」（以下「現行計画」という。）に基づき、ごみ減量やリサイクル及び適正処理を推進しています。

市民・事業者のご協力により、ごみ排出量は減少し、令和 5 年度末実績で、計画目標の清掃工場搬入量及び 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、令和 7 年度の間目標を前倒しで達成しました。また、1 日あたり事業系ごみ排出量及び最終処分量は、令和 12 年度の最終目標を前倒しで達成しました。一方で、分別まちがい率は増加しており、資源物の適正排出が課題となっています。

国においては、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等

関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるすべての主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進しています。

さらに、令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済への移行が循環型社会を形成するための国家戦略として位置付けられました。

今般、現行計画の中間目標年度（令和 7 年度）を迎えることから、本市の現状や国の動向、社会情勢等を踏まえ、幅広いご見識と様々な視点から、廃棄物行政の指針となる堺市一般廃棄物処理基本計画の改定にあたっての考え方や今後の取り組むべき方向性についてご審議いただきたく、諮問を行うものです。

②「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の基本事項について

「堺市一般廃棄物処理基本計画」では、クリーンセンター東工場（第一・第二）及びリサイクルプラザの老朽化が進んでいることから、安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築を図るため、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」（以下、「整備計画」という。）の策定を進めることとしております。

ついては、令和 2 年 10 月 28 日付け貴審議会による答申（「第 3 次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定について）により「整備計画」の一部方向性を示していただいておりますが、今般、「整備計画」を策定するにあたり、上記 3 項目について、令和 2 年度からの社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、ご審議いただきたく、諮問を行うものです。